平成24年2月19日
第37回札幌市医師会医学会

民間の単科精神科病院における司法精神医療の関わり

五稜会病院

中島公博、山口　択、木川昌康、今井奈保美、相方謙一郎
阿部多樹夫、富永英俊、坂岡ウメ子、千丈雅徳

はじめに

五稜会病院では社会貢献として司法精神医療にも関与し、演者は医療観察法の精神保健審判員を担うとともに、平成19年からは精神鑑定業務を行っている。

* 今回、司法との関わりや鑑定上の問題などを考察した。

司法精神医療に関わる際の問題

* 司法精神医療の知識不足
* 研修機会が少ない。
* 精神鑑定をしていても、その後の検討作業の機会がない。
* 司法関係者との問題を共有することが少ない。
  * 司法精神医学会（平成17年）
  * 北海道法と医学の懇話会（平成20年発足）
  * 刑事精神鑑定ワークショップ（平成21年から開始）

} 司法と精神科医療に関係する会

当院での司法精神医療の実績

* 平成17年7月　医療観察法施行
  * 同時に判定医2名、参与員1名
* 平成19年～　　精神鑑定業務開始
  平成20年～　　医療観察法鑑定入院
* 実績
  * 医療観察法
    審判員　演者 9件、他判定医 3件
    * 参与員　　9件
    * 医療観察法鑑定　4件
  * 簡易鑑定　24件
  * 本鑑定　　6件

考察

* 是非弁別能力の判断について
  * 司法と精神科医の間での基準が一致していない。明確な指標がない。
* 鑑定後、被疑者の処遇の確認
  * 検察、裁判所から鑑定医への連絡は殆どなし。
  * 鑑定書がどのように利用されているのか、鑑定書のﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸが出来ない。
* 裁判所に出廷するのは負担
  * 裁判員制度では精神科の素人である裁判員への説明の仕方が難しい。
* 精神鑑定の研修
  * 平成20年から【司法と精神医学の懇話会】が出来たが、回数は少ない。
  * 平成21年から司法精神医学の研修会が行われ勉強する良い機会になっている。

まとめ

* 当院での司法精神医療の現状を報告した。
* 人的な労力や司法関係者との協議する場が少ないなどの問題がある。
* 精神鑑定は社会に対しての貢献と精神医学を見つめ直す契機になる。